

旅客営業規則

第 1 編 総 則

〔この規則の目的〕

第 1 条 この規則は、京阪電気鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送並びにこれに附帯する入場券の発売等の事業（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

〔適用範囲〕

第 2 条 当社が運営する鉄道・軌道による旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この規則による。

2 旅客の運送等の契約を行う場合、旅客が、この規則又は旅客の運送等に関して当社が定めた事項をすべて承認したものとみなす。

（注）本条第 1 項の別に定める主なものは、次のとおりである。

- （1）西日本旅客鉄道所定連絡運輸規則
- （2）他社連絡運輸協定

〔用語の意義〕

第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道及び軌道をいい、「京阪線」「大津線」及び「鋼索線」とは、次の区間をいう。

① 京 阪 線

京 阪 本 線 淀屋橋・三条間

鴨 東 線 三 条・出町柳間

中 之 島 線 天満橋・中之島間

交 野 線 枚方市・私 市 間

宇 治 線 中書島・宇 治 間

② 大 津 線

京 津 線 御 陵・びわ湖浜大津間

石山坂本線 石山寺・坂本比叡山口間

③ 鋼 索 線

ケーブル八幡宮口・ケーブル八幡宮山上間

(2) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停留場及び案内所をいう。

(3) 「キロ」又は「キロ程」とは、営業キロ程をいう。

(4) 「乗車券」とは、普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券をいう。

- (5) 「列車指定券」とは、プレミアムカー券、ライナー券をいう。
- (6) 「プレミアムカー券」とは、プレミアムカーに乗車するために必要な列車指定券をいう。
- (7) 「ライナー券」とは、ライナー列車の一般車に乗車するために必要な列車指定券をいう。
- (8) 「乗車券類」とは、乗車券と列車指定券をいう。
- (9) 「切符類」とは、手回り品切符、諸料金切符をいう。
- (10) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の検査を受けて入場することをいう。ただし、駅員を配置していない駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。
- (11) 「危険品」とは、別表第4号に掲げる物品をいう。

〔参考〕 その他の主な用語

旅客の運送…規則第1条（以下略して「規1」として示す。）

普通券その他…規15 旅客運賃…規36～58

片道乗車・往復乗車…規23 指定学校…規27

被救護者…規24 は数計算…規41 乗車変更…規103

別途乗車…規106 乗越…規107 方向変更…規108

区間変更・種類変更…細則第26条（以下略して「細26」として示す。）

無賃送還…規132・同140

定期旅客運賃日割額…細26 旬割運賃…細26

〔運賃・料金前払の原則〕

第4条 旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合は、旅客は、現金をもって、所定の運賃・料金を支払うものとする。ただし、当社が特に認めた場合は、小切手等をもって支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社が特に認めた場合は、後払いとすることができる。

〔旅客運賃・料金前払の原則…鉄道営業法第15条（以下略して「鉄道営業法15」として示す。）〕

〔諸料金切符の発行方〕

第5条 旅客の運送について、運賃・料金を収受する場合であって旅客に交付する証票を別に定めていない場合は、諸料金切符を発行する。

〔契約の成立時期及び適用規定〕

第6条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類・切符類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定をしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

〔旅客の運送等の制限又は停止〕

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることができる。

- (1) 乗車券類及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法又は乗車する列車等の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・取扱時間の制限又は受託若しくは取扱いの停止
- (4) 旅客運賃の割引の制限又は停止
- (5) 途中下車の制限

- 2 前項の取扱いをする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

〔運送の引受義務…鉄道営業法6 軌道運輸規程第5条（以下略して「軌

道運輸規程5」)として示す。) 入場券の使用制限による料金の払いもどし
…規151]

〔運行不能の場合の取扱方〕

第8条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客
又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運
輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾する
ときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車の運行が不能になった場合であっても、当社において他の運輸機
関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅
に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取
扱いをする。

〔旅行開始後運行不能となった場合の取扱い…規132〕

〔キロ程のは数計算方〕

第9条 キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

〔期間の計算方〕

第10条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

〔通用期間の起算日…規67 期間に関する法律…民法第138条～第143条
(以下略して「民法138～143」として示す。)]

〔乗車券類・切符類等に対する証明〕

第11条 当社において乗車券類・切符類等・旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

〔旅客の提出する書類〕

第12条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

- 2 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その箇所に、相当の証印を押すものとする。